

柏行審第85号  
令和2年1月9日

柏市長 秋山浩保様

柏市行政不服及び情報公開  
・個人情報保護審議会  
会長 神谷敦宏

### 審査請求に対する答申について

平成31年3月26日付け柏保政第122号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が開示請求者に対して行った平成31年3月12日付け柏保包第873号の公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人である開示請求者（以下「開示請求者」という。）が、実施機関に対し、平成31年2月22日、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。

柏市たすけあいサービス事業費補助金に係る柏市社会福祉協議会から実施機関に報告された実績報告書に添付された各実施団体のたすけあいサービス事業費補助金実績報告兼精算書29年度分第4号様式の部分。市内全域の団体を除く。

(2) 実施機関は、開示請求に係る公文書として、次の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した。

たすけあいサービス事業費補助金実績報告兼精算書（第4号様式）

(3) 実施機関は、本件公文書に条例第7条第3号アに該当する不

開示情報が記録されていると判断し、開示請求者に対し、条例第10条第1項の規定により、本件処分の通知をした。

- (4) 開示請求者は、本件処분을不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、平成31年3月19日付けで実施機関に対し、審査請求をした。

### 3 審査請求の趣旨及び理由

#### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を変更し、本件公文書の全部（訂正印を除く）を開示するとする処分を求める。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書等で主張する要旨は、次のとおりである。

ア 閲覧による開示を求めたものであるが、常識的には閲覧することによって、印影が偽造されるなどということはありません。「公文書開示実施時カメラ使用事務取扱要領」に定める「カメラの撮影を希望する旨の申し出」もしていない。閲覧できない理由の直接の記載がないのは不開示理由の記載不備といわざるをえない。

イ 閲覧による開示方法では、記憶によって印影を偽造することなど不可能である。実施機関には公文書の開示の方法が「写しの交付」ではなく「閲覧」となっても団体代表者の印影は不開示としなければならないという、その理由を説明する義務がある。

ウ 本件請求は公文書原本の閲覧であるが、それができないのであれば実施機関はその理由を明らかにする義務がある。本件請求は、報告書第4号様式の部分について閲覧を求めたものであるから、クリップでとめれば職員立会いの下で閲覧させることは容易である。閲覧させられない理由が部分開示にする方法しかないからというのは、正当な理由にはならない。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、次のとおりである。

団体の代表者及び団体の印影については、団体に関する情報であって、これらの印影を偽造されることなどにより団体の財産管

理に支障を生じ，団体の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，条例第7条第3号アに掲げる不開示情報に該当する。

## 5 当審議会の判断

### (1) 本件公文書について

#### ア 本件公文書の概要

本件公文書は，社会福祉法人柏市社会福祉協議会たすけあいサービス及び通いの場事業費補助金交付要綱（以下「社協要綱」という。）第12条の規定により，補助事業を行う団体等が社会福祉法人社会福祉協議会に提出するものである。

#### イ 実施機関による処分

実施機関は，本件公文書における団体の代表者及び団体の印影を条例第7条第3号アに該当するとして，不開示とした。

そこで，実施機関の判断の妥当性について検討する。

### (2) 条例第7条第3号アの該当性について

#### ア 条例の趣旨

条例第7条第3号アの規定は，「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって，「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが認められる情報を除く。）を不開示としている。

法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由，競争上の地位その他正当な利益が，保護される必要があることから，公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがある情報については，公益性確保の観点から公にすることが認められる情報を除き，不開示とすることとしたものである。

#### イ 該当性の検討

本件公文書への押印は，社協要綱によって提出を求められる書類への押印であることから，団体の業務の一環であり，

押印を行うことは、団体の代表者が職務として、団体の行為そのものとして行っているものである。

よって、団体代表者の印影は職務遂行情報に該当する。

本件公文書に記載された団体代表者の印影は、代表者個人の氏若しくは氏名が記された印影である。

一般的に金融機関では、当該団体のような小規模な団体の預金口座開設に当たっては、口座名を「〇〇の会代表」とし、団体代表者が個人的に使用している印鑑を届出印としているケースも多い。本件の諸団体もその財産管理のための預金口座の届出印は、代表者の個人名の印鑑を用いているケースもあると思われる。

本件では、これらの個人名の印鑑が団体の銀行口座に利用されているかは明確になってはいないものの、これらの小規模な団体の代表者が複数の印鑑を用意し、団体の業務に利用する印鑑と預金口座届出印を使い分けしているとは限らない。

そのため、これらの印影を開示すると当該印影が偽造されることなどにより団体の財産管理に支障を生じ、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるということができる。

また、団体の印影について、実印や預金口座届出印であることが明らかではない場合であっても、実際には実印や預金口座届出印である可能性はあり、そのような印影を開示すると、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

よって、団体代表者及び団体の印影は条例第7条第3号アに該当するため、不開示とすべきものと判断する。

そもそも、開示・不開示の判断については、条例第7条の不開示情報に該当するか否かによって判断するものであり、開示方法の違いにより左右されるべき問題ではないと考える。

なお、審査請求人はカメラの撮影を希望していないため、閲覧するだけで偽造はできないから開示すべきだと主張しているが、技術の進歩により、様々な手法で印影を記録することが可能であると考えられる。

よって、実施機関の判断は妥当である。

(3) 原本の閲覧の可否について

条例第15条第1項の規定では、「公文書の開示は、閲覧、視聴若しくは聴取（以下「閲覧等」という。）又は交付の方法により行う。ただし、閲覧等の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。」としている。

「その他正当な理由があるとき」とは、原本を事務事業に使用する必要があり、閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合や条例第8条の規定により部分開示を行う場合等である。

本件公文書には、不開示情報が記録されており、条例第8条の規定により部分開示を行っているため、その他正当な理由があると認めることができる。

したがって、実施機関が行った開示方法は妥当である。

(4) 結論

以上検討したとおり、「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 3月26日	諮問
4月15日	審査請求人の反論書の收受
令和 元年10月 4日	第1回審議（審査請求人の意見陳述）
令和 元年11月 1日	第2回審議
令和 元年12月20日	第3回審議
令和 2年 1月 9日	答申